

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

Season 2 第10回

続・「LGBT」と法律

今回は2022年6月号（第5回）の続編として、「LGBT」の方々が望む権利利益の法的保護が十分ではない現状において、行政書士が、具体的に、どのような支援ができるのか。特に、同性婚が認められない状況における同性カップルの支援としての書類作成について、以下に紹介します。

婚姻は、戸籍法の定めるところにより届出によって、その効力が生じる場所（民法739条1項）、戸籍法74条が婚姻をしようとする者について、「夫婦が」という表現を使っているため、現在、同性婚の婚姻届は受理されていません。

茨城を含め地方自治体において、同性のパートナーの関係を公的に認める各種制度が設けられていますが、当該制度は、統一的な制度もなく、親族法上の効果はない状況にあります。

1. パートナー契約公正証書

男女の夫婦であれば、法的に認められる権利義務（例えば、同居協力扶助の義務・浮気をした場合の慰謝料等）も、同性カップルの間では認められず限定的です。そのため、当該公正証書の作成は、同性カップルが直面する法的問題などに対して、補足的に解消・緩和することができます。なお、公証役場によっては、同性カップルの場合、「パートナー契約書」という名称ではなく「婚姻契約書」と「婚姻」という言葉を使用できる場所もあります。

2. 公正証書遺言

同性カップルは、互いが互いの法定相続人たる地位にないため、一方がなくなった場合、遺された者は原則として遺産を承継することができません。また、パートナー契約公正証書を作成しても、当事者の一方が亡くなった際の相続権については完全には対応できず、遺言書が必要となります。

3. 任意後見契約書

任意後見契約により後見人を定めておくことにより、もし認知症等により自分で財産管理や医療関係の手続きができなくなっても代わりに任意後見人が行うことが可能になります。

4. 事前意思表示書

同性カップルの一方が、入院・治療を必要とする場合に、医療関係者が同性パートナーを「家族」と認めないことがあります。そこで前もって万が一の時に備えて、医療行為に関する意思を残しておくのが、医療現場における事前意思表示書です。

厚労省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」（2018年3月14日付改定）の解説編には、「家族等とは、今後、単身世帯が増えることも想定し、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在であるという趣旨ですから、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人（親しい友人等）を含みますし、複数人存在することも考えられます」との記載があります。しかしながら、現実には、医療現場の個々の対応に委ねられている状況です。当該書類があることで、同性カップルの医療行為に関する意思を明確に表示し尊重できます。